

## 国家公安委員会及び警察庁における行政文書の管理に関する定めの一部改正案について（概要）

令和 8 年 3 月  
内閣府大臣官房公文書管理課

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、国家公安委員会委員長及び警察庁長官から内閣総理大臣に対し、行政文書の管理に関する定めの変更について協議があったため、同法第 29 条第 2 号の規定に基づき、公文書管理委員会に対し、同定めを改正案を諮問するもの。

### 【改正の概要】

令和 6 年 2 月に改正された行政文書の管理に関するガイドラインを踏まえ、行政文書ファイル等の保存期間が満了したときの措置（移管・廃棄）を定める際の国立公文書館に対する専門的技術的助言の求めについて、保存期間が 3 年以下のものに関しては不要とすることとし、令和 7 年度に作成等した行政文書ファイル等から適用するもの（令和 8 年 4 月 1 日施行予定）。

### 【参考】公文書等の管理に関する法律抄

（行政文書管理規則）

第 10 条 行政機関の長は、行政文書の管理が第 4 条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 （略）

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 （略）

（委員会への諮問）

第 29 条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第 10 条第 3 項、第 25 条又は第 27 条第 3 項の規定による同意をしようとするとき。

三 （略）

府 公 第 35 号  
令和 8 年 3 月 19 日

公文書管理委員会委員長 小幡 純子 殿

内閣総理大臣 高市 早苗

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第29条第2号の規定に基づき、別紙に掲げる行政文書管理規則の一部改正案について、諮問します。

(別紙)

行政文書管理規則 改正案一覧

- 1 国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則案
- 2 警察庁における行政文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令案